五島振興局専決許可 - 新規許可を受け付ける漁業-												
知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業 の認可をすべき 船舶等の数又 は漁業者の数		整規則第14条 第1項第1号に 規定する知事 が別に定める 継続の許可対	整規則第14条 第1項第4号に 規定する知事 が別に定める	えて準用する同法第42 条第1項に規定する許可又は起業の認可を申	長崎県漁業調整規則第8 条第2項に規定する許可又 は起業の認可をするかどう かの判断に関し必要と認め る書類	項に規定する許可等の条
あわび漁業	あわび漁業(福江地区)	次の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた福江港内。基点   五島市松山町戸楽石切鼻南側海岸中鼻標識A号 2 同市下大津町くされ水海岸標識B号点イ   から   125度 30分 85メートルのところいまから   126度 407メートルのところいまから   122度 30分 697メートルのところいから   122度 30分 697メートルのところいから   122度 30分 697メートルのところいまから   17度 30分 776メートルのところいまから   135度 45分   1,152メートルのところり   1から   138度 30分 1,122メートルのところり   1から   138度 45分   1,152メートルのところり   1から   135度 45分   1,152メートルのところり   2から 2度 30分 920メートルのところり 2から 358度 905メートルのところり 2から 359度 820メートルのところり 2から 36 20分 604メートルのところり 2から 36 30分 783メートルのところり 2から 10度 15分 83メートルのところり 2から 10度 15分 83メートルのところり 2から 10度 15分 83メートルのところり	12月21日 から 10月31日 まで			15	五荒木町町丁目末田町 丁丁目津目三寺目町者島町町、福栄目東広町・町丁目東西・大・電江町東浜町・村・町、武大三尾町・三に位場側町東浜町地場町、武大三尾野坂尾町町町、江浜近2町・大・三に乗り歩いる場所では、吉が川町丁目、下・大の野を電が、一川・大・の野をでは、一川・大・の野をを乗ります。 たんき しょう かいしょう かいしょう かいしょう しょうしょう しょう	対象としない	対象としない	令和7年11月12日 から 令和7年11月19日 まで	本(法人にあっては、定	1.漁法・漁具の制限 当漁業に用いる漁法・ 漁具は、素もぐり、徒手 採捕、やす、は具に限る ものとする。 2.午前7:00以降操業 を開始し、17:00までに 操業を終えなければな らない。 3.灯火を使用してはな らない。